

2017年4月26日

東京都23区長、26市長、5町長、8村長 殿

市民自治井戸端会議
代表 柳田由紀子

第4回公共施設におけるたばこ対策アンケート調査のお願い

ご清祥のことと存じます。

私共は、市民の立場で行政のあり方について調査・学習・働きかけ等を行っている市民団体です。今日、「健康」は人々の大きな関心事であり、健康維持のためには住民自身が適切な健康管理を行うとともに、自治体としても良好な環境を整備する必要があります。

公共施設における健康被害防止の観点から、タバコ対策は必須の課題であるといえましょう。タバコは言うまでもなく健康に有害だからです。タバコは喫煙者のみならず非喫煙者にも副流煙による受動喫煙被害をもたらします。世界保健機関 WHO によると、タバコ原因の死者数は全世界で年間 600 万人。受動喫煙による死者数は年間約 60 万人、日本でも 2014 年は死者数約 15,000 人に達しています（厚労省公表）。

ご承知のとおり、日本では 2003 年に受動喫煙防止を義務付けた「健康増進法」が施行されました。WHO では、タバコ削減策を求める「たばこ規制枠組み条約」を採択。日本も批准し、2005 年に発効しました。条約加盟 180 カ国のほとんどが、条約発効 5 年以内に必要とされた罰則付きの公共の場での屋内全面禁煙の法整備を行いました。日本は飲食店の反対やたばこ税収確保等の要因で法改正を怠ってきました。

しかし、2013 年に 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、変わらざるを得ない状況です。

国際オリンピック委員会 IOC は 1988 年カルガリー大会以後、禁煙原則の方針を貫き、WHO は 2006 年「タバコフリー」つまりタバコのないオリンピック実現のためのワークショップを開催。2010 年には IOC と WHO が「タバコフリー」オリンピック実現の合意文書に調印しましたが、それ以前の 2008 年北京以降開催都市はすべて罰則付きの法令を設け、オリンピック会場のみならず、国（都市）全体の公共施設における禁煙・完全分煙を実現し、開催都市の「タバコフリー」は「国際標準」となっています。

ところが、東京都は受動喫煙防止条例制定に動きましたが 2015 年に頓挫、国による法整備に下駄を預ける形になっています。

厚労省はやっと、罰則付き受動喫煙防止策を「健康増進法」改正案として俎上にはしていますが、喫煙維持を要望する飲食店関係等の反対が強く、改正案検討作業が難航している模様です。開催都市東京都も国任せにせず、条例化を図るべきでしょう。

貴職におけるタバコ対策につきましては、これまで「公共施設におけるたばこ対策アン

ケート調査」を2004年、2005年、2007年と3回にわたりご協力いただき、ご回答を基に調査結果報告書をまとめました。多くの自治体で、回を増すごとに、対策が前進・強化されていきました。その後も更なる対策の向上が図られたと推測しております。

前回調査から10年経過しましたので、此度下記のとおり、進展状況を調査することになりました。調査項目には、実態をご確認の上でご記入をお願いいたします。決め事が守られていない事例も往々にしてあり、行政情報に対する信頼が損なわれないよう、ご配慮をお願いいたします。記入事項にご不明の点がありましたらお問合せください。

年度初めでご多忙とは存じますがご協力をお願いいたします。回答結果につきましては今回も公表いたします。前回より間が空きましたので、当会がお送りした過去の報告書も失われている可能性が高く、ご担当の方が戸惑われるかもしれません。第1回～第3回までの報告書を当会のウェブサイトで公開していますのでご参考にしていただければ幸いです。第3回調査報告書と共にお知らせします。

市民自治戸端会議：<http://www.idobata.tokyo.jp/>

第3回調査報告書：<http://www.idobata.tokyo.jp/tabako200711.pdf>

記

- 調査項目 : たばこの禁煙、分煙、その他の対策
- 調査対象施設 : 自治体所有の公共施設、公道等
- 回答期限 : **5月19日(金)**
- 回答方法 : 別紙「調査票」にご記入の上ファックスで送信していただくかエクセルファイル入力によりメール添付にて送信してください。エクセル調査票をご請求いただければ送信いたします。
- その他 : たばこ対策資料がある場合は添付していただけると幸いです。